

西宮市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程制定の件

西宮市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年11月13日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

西宮市教育委員会表彰規程（平成30年西宮市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育委員会参与」を「教育委員会参与(人事担当)」に、「学校改革部長」を「学事・学校改革部長」に改める。

付 則

この規程は、令和元年11月13日から実施する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会表彰規程 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、西宮市教育委員会が実施する表彰について、必要な事項を定める。</p> <p>(教育功労者表彰)</p> <p>第2条 表彰は、本市教育の振興、発展に資するため、教育に顕著な功績があったものを教育功労者として表彰する。</p> <p>2 被表彰者は、次に該当するもので所管の長等の推薦のあったものの中から、表彰選考委員会の議を経て教育委員会が定める。</p> <p>(1) 教職に精励し、その功績が特に顕著なもの。</p> <p>(2) 教育行政に従事し、その功績が特に顕著なもの。</p> <p>(3) 社会教育並びに体育の振興に功績顕著なもの。</p> <p>(4) その他、表彰を適当と認めるもの。</p> <p>(表彰選考委員会)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条第2項に掲げるものの適否を審査させるため、表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、教育長、教育次長、<u>教育委員会参与</u>、教育総括室長、社会教育部長、<u>学校改革部長</u>及び<u>学校教育</u>部長をもって構成する。</p> <p>3 委員長は教育長を、副委員長は西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号）第2条第1項第1号に定める教育次長をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>6 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第4条 表彰は、表彰状を授与するものとし、必要により記念品等を添えることができる。</p> <p>(教育長表彰)</p> <p>第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、教育長は必要に応じて、表彰を行うことができる。この場合における表彰の事由は、教育長が定める。</p> <p>2 教育長の表彰は、表彰状を授与して行う。</p> <p>3 副賞として記念品など教育長が適当と認めるものを添えることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、西宮市教育委員会が実施する表彰について、必要な事項を定める。</p> <p>(教育功労者表彰)</p> <p>第2条 表彰は、本市教育の振興、発展に資するため、教育に顕著な功績があったものを教育功労者として表彰する。</p> <p>2 被表彰者は、次に該当するもので所管の長等の推薦のあったものの中から、表彰選考委員会の議を経て教育委員会が定める。</p> <p>(1) 教職に精励し、その功績が特に顕著なもの。</p> <p>(2) 教育行政に従事し、その功績が特に顕著なもの。</p> <p>(3) 社会教育並びに体育の振興に功績顕著なもの。</p> <p>(4) その他、表彰を適当と認めるもの。</p> <p>(表彰選考委員会)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条第2項に掲げるものの適否を審査させるため、表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、教育長、教育次長、<u>教育委員会参与</u>、<u>人事担当</u>、教育総括室長、社会教育部長、<u>学事・学校改革部長</u>及び<u>学校教育</u>部長をもって構成する。</p> <p>3 委員長は教育長を、副委員長は西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号）第2条第1項第1号に定める教育次長をもって充てる。</p> <p>4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>6 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第4条 表彰は、表彰状を授与するものとし、必要により記念品等を添えることができる。</p> <p>(教育長表彰)</p> <p>第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、教育長は必要に応じて、表彰を行うことができる。この場合における表彰の事由は、教育長が定める。</p> <p>2 教育長の表彰は、表彰状を授与して行う。</p> <p>3 副賞として記念品など教育長が適当と認めるものを添えることができる。</p>

<p>(補則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、その実施について必要な事項は別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規程は、平成30年11月14日から実施する。</p> <p>2 西宮市教育功労者表彰規程(昭和37年11月16日西宮市教育委員会訓令第1号)及び西宮市教育委員会所管職員等の表彰に関する規程(昭和40年12月26日西宮市教育委員会訓令第3号)は、廃止する。</p>	<p>(補則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、その実施について必要な事項は別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規程は、平成30年11月14日から実施する。</p> <p>2 西宮市教育功労者表彰規程(昭和37年11月16日西宮市教育委員会訓令第1号)及び西宮市教育委員会所管職員等の表彰に関する規程(昭和40年12月26日西宮市教育委員会訓令第3号)は、廃止する。</p> <p>3 <u>この規程は、令和元年11月13日から実施する。</u></p>
---	---